**総合事業に係るみなし指定を不要とする旨の申出書**

平成　　年　　月　　日

堺市長殿

申請者

主たる事務所の所在地

名称

代表者職氏名

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条ただし書きの規定に基づき、介護保険法第115条の45第1項第1号事業に係る同法第115条の45の3第1項の指定事業者の指定を不要とする旨申し出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所 | 介護保険事業所番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 名称 |  | | | | | | | | | |
| 所在地 |  | | | | | | | | | |
| サービス種別  （いずれかに〇） | 介護予防訪問介護　　　介護予防通所介護 | | | | | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当 | 氏名 | 連絡先 |

|  |  |
| --- | --- |
| 第三号旧介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けている介護予防通所介護の事業を行う者 | 第三号旧介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けている介護予防訪問介護の事業を行う者  （参考）地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律　附則第十三条（抜粋）    （介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）  第十三条　第三号施行日の前日において次の表の上欄に掲げる事業を行う者であった者は、第三号施行日において同表の下欄に定める指定を受けたものとみなす。ただし、当該者が第三号施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。 |
| 第三号新介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロの第一号通所事業に係る第三号新介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定事業者の指定 | 第三号新介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イの第一号訪問事業に係る第三号新介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定事業者の指定 |

（堺市以外の市町村の被保険者が利用している場合には、当該市町村にも申出が必要です。）